

規約

異業種交流 クラシック音楽・伝統芸能普及研究会

ローゼンクラブ

(名称)

第1条 本会は「異業種交流 クラシック音楽・伝統芸能普及研究会」、通称「ローゼンクラブ」と称する。

(活動場所)

第2条 本会の活動場所は日本国内とする。

(目的)

第3条 本会は下記の三点を目的とする。

- 1.企業の経営者、学識経験者、文化人、政治家など様々な分野で活躍する人々同士が、音楽や芸能文化を学び且つ支援する。
- 2.異業種交流の場として、音楽を通じて、触れ合い、繋がり、新たなビジネスや、社会貢献におけるイノベーションを起す機会を提供する。
- 3.臓器移植啓蒙活動と、女性の活躍などを通して、社会に貢献し、SDGs活動の一環とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) 会員相互の親睦に関する事業
- (2) オペラと講談の組み合わせによる新たなエンターテインメント事業
- (3) 日本移植支援協会による演習事業
- (4) その他地域の活性化と地域振興のための事業

(会員)

第5条 本会の会員の紹介による入会資格をもち、入会審査を通過した者。

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長宛に提出しなければならない。

(会費)

第7条 本会の年会費は金6万円とする。

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長宛に提出しなければならない。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名

(職務)

第10条 会長は、本会を代表し、その会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 事務局長は、本会の方針や戦略に沿って、職員や会員を指揮監督する。